

第5章 鎌倉市緑の基本計画の取り組みと成果

(1) 計画実現に向けた取り組み

鎌倉市が積み重ねてきた緑化施策の考え方の継承、推進プログラムに基づく施策推進の進行管理、緑政審議会の答申・意見の緑政への反映などを通して、計画実現に向けた取り組みを進めました。

1) 緑化施策の継承

○緑の基本計画策定後の施策推進では、緑化施策の考え方を継承して、計画実現に向けた取り組みを進めました。

【 鎌倉市が緑の基本計画策定までに積み重ねてきた緑化施策の継承すべき考え方 】

- 緑化施策の継承……これまでの緑の保全・整備・創造・啓発に係る緑化施策を基本的に継承し、その発展を図る。
- 法制度の活用……緑の保全及び創造に係る法制度を積極的に活用することで、実効性を高める。
- 市民活動への支援……緑の保全及び創造に係る市民の活動・協力に対する支援の充実を図る。
- 財政基盤の充実等……緑の基本計画の実現に向けた財政基盤の強化を図る。

鎌倉市緑の基本計画策定（平成8年4月）

【 緑の基本計画の実現に向けた取り組みの基本的考え方 】

- 新たな条例の制定—計画の円滑な推進と多様な緑の課題に対応するためには、基本となる条例等の整備が必要である。
- 実施プログラムの策定—計画を計画期間内に確実に実行するためには、進行管理の基本となる実施プログラムが重要である。
- 国・県・市・市民の連携—計画内容のうち、広域的にも重要な緑地については国・県・市の連携が、また市レベルで対応すべきものについては、市（行政）と市民との連携が重要である。
- 施策の組み合わせによる実効性の向上—緑の保全及び創出では、関連する制度や施策を適切に組み合わせることで実効性を高める。
- 法制度の適用に至るつなぎ策の活用—計画に示した歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定拡大や、特別緑地保全地区の指定などには地元との調整に時間を必要とする場合もあることから、その間のつなぎ策として市の条例に基づく緑地保全制度を設けることで、緑地の確保を図る。

【 鎌倉市が緑の基本計画実現に向けた取り組み 】

2) 施策推進の進行管理

- 平成9年3月にまとめた「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」では、計画に定めた施策を効率的・計画的に実行するため、目標年次までの計画期間を3期【第Ⅰ期（平成8～12年）、第Ⅱ期（平成13～17年）、第Ⅲ期（平成18～27年）】に分け、それぞれの施策の実施時期や計画量を定めました。
- 推進プログラムに基づいて実施した施策の実施状況を把握・確認するため、各年度に実施した緑化事業を「緑政実績」^{※1}としてまとめ、緑政審議会に報告するとともに、計画に定めた施策の実施状況を確認しました。
- 第Ⅰ期の計画期間が終了した平成13年6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版として「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績」を策定しました。
- 「緑の施策の展開と実績」では、過去5年間に実施した施策の実績を「緑の保全・緑の整備・緑の創造・緑の啓発」に分けて表し、詳細にわたり、計画の実現に向けた施策の進捗状況を確認し、次の5年間の課題を整理しました。
- 鎌倉市は、緑の基本計画で示した施策方針の実現性を高めるため、その位置・適用法令などの手法を可能な限り詳細に示しました。
- 施策の取り組みの中で、適用法令、実施規模などの方針の変更が必要な状況では、緑政審議会への諮問に対する答申だけでなく、多くの意見を求める中で柔軟かつ最も適切な方針の変更などを行いました。

3) 緑政審議会

- 鎌倉市は、緑の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための鎌倉市長の諮問機関として、平成10年1月23日に「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」第6条の規定に基づく緑政審議会を設置しました。
- 緑政審議会は、市長の諮問に応じて次の案件を調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に自由に意見を述べるができる機関とし、学識経験者・市議会議員・公募により選出された市民で構成しました。

<p>審議案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項 ・ 緑の基本計画の策定及び変更 ・ 緑地保全推進地区の指定 ・ 緑地保全基金による緊急かつ必要な緑地の買入れ等
--

- 平成10年1月23日の第1回緑政審議会開催以来、鎌倉市は、市長からの諮問に対する答申をはじめとして、重要課題に対する意見などを緑政審議会から得ることにより、鎌倉市の緑政上の課題を解決し、緑の基本計画実現に向けた施策を推進することができました。

^{※1} 緑政実績及び緑政審議会報告書は、行政資料コーナーで公開しています。

(2) 主な取り組みと成果

条例の制定、実施プログラムの策定、施策推進における国・県・市・市民の連携、施策の組み合わせによる実効性の向上、法制度適用に至るつなぎ策の活用などに取り組み、施策推進の基盤となる制度・仕組みを整えることにより、計画実現に向けた成果を得ました。

1) 条例制定等

① 「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」の制定

- 鎌倉市は、平成9年7月4日に、緑豊かな都市環境づくりの基本理念を定め、市・土地所有者等・市民及び事業者の責務を明らかにし、緑の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定めるための新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（以下、緑の基本条例という。）」を公布しました。
- 緑の基本条例では、緑の保全及び創造の基本理念として、「歴史的・文化的環境の確保」、「潤いと安らぎのある都市環境の形成」、「健全な生態系の保全」、「人と自然との豊かな触れ合いの確保」、「災害に強く安全な都市づくり」、「市・土地所有者等・市民および事業者の相互協力」を掲げました。
- 緑の基本条例では、緑豊かな都市環境の形成に向けて、「緑政審議会の設置」、「緑の基本計画策定の義務付け」、「市独自の緑地保全制度の創設」などの新しい項目を盛り込みました。

② 「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」の制定

- 緑の基本計画で「開発区域では開発事業指導要綱に基づく緑化指導を推進する」という方針を定めたほか、推進プログラムでは公共施設や民有地の緑化基準を定めました。
- その後の地方分権一括法の制定、都市計画法の改正などの流れを受けて、人と自然との共生・環境負荷の少ない社会の構築などを基本理念とした、鎌倉市まちづくり条例（平成7年6月26日制定）の本旨を達成するため、それまでの同要綱を廃止し、平成14年9月25日に「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」を制定しました。
- この条例により、これまでの緑化基準を条例の規定にしました。

③ 「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」の改正

- 鎌倉市は、緑の基本条例に基づく緑豊かな都市環境づくりの一環として、まち並みの緑の充実を図るため、平成12年5月31日に「鎌倉市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱」を改正して、接道部の緑化をする者に対して補助金を交付する「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」を制定しました。
- 接道部の緑化に対する補助は、それまで生垣の設置を対象にしてきましたが、この改正により高木植栽についても助成の対象としました。

■条例制定等の取り組みによる成果

- 計画の円滑な推進と多様な課題に対応するために基本となる条例の整備に取り組みました。
- 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定により、緑の基本計画推進の根拠法令が整備されたほか、緑政審議会の設置により緑政の重要事項に対して方向付けを行う仕組みが整いました。
- 緑化基準が、「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」に規定する基準として位置付けられたことで、開発事業における緑化の義務付けが図れました。
- 市民の緑化活動に対する助成対象が拡大したことで、接道部の緑化の促進が図れました。
- 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定はじめ、基本的なものは整備しましたが、都市緑地法の改正や、これまでの取り組みを踏まえて、新たな施策展開とこれに伴う仕組みづくりが必要です。

2) 実施プログラム

① 緑の基本計画推進プログラムの策定

- 緑の基本計画の推進を図るため、平成8年6月に、学識経験者及び市職員からなる「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会」を設置し、計画に示された緑地のより具体的な情報の収集と対応可能な施策の検討を行って、進行管理の基本となる推進プログラムをまとめました。
- 推進プログラムでは、緑の基本計画に示した施策のうち、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、緑地保全地区（平成16年に特別緑地保全地区に変更）の指定候補地、都市公園の整備計画地、三大緑地を対象として、それぞれの緑地の情報と方針を整理するとともに、緑の創造に係る公共施設及び民有地（住宅地、商業地、工業地）の緑化の基準と緑化指針を示しました。

② 鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書の作成

- 「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会」は、推進プログラムのまとめにあわせて、緑の基本計画の実現を図るため、平成9年3月に、中長期的展望の中で対応すべき施策を含む「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」をまとめました。
- 提言書では、緑の保全及び創造の大きなテーマである「緑の保全及び創造に係る仕組みの充実」、「緑に関する財源の確保と充実」、「緑に関する市民参加」、「樹林地の植生管理」の4つを柱とする21項目の提言をまとめました。

■実施プログラムの取り組みによる成果

- 計画を期間内に実行するため、実施プログラム策定による施策推進をめざしました。
- 緑の基本計画推進プログラムの策定により、施策の進行管理の仕組みが整備できました。
- 緑の基本計画の推進に関する提言書に示された項目は、その多くが既の実現化され、施策の推進に反映できました。
- 実施プログラムの取り組みにより、大きな成果を得ましたが、確保した緑地周辺部の保全など、新たな課題も生じています。
- 樹林地の植生管理など実施プログラム以外の部分での課題の解決も求められています。

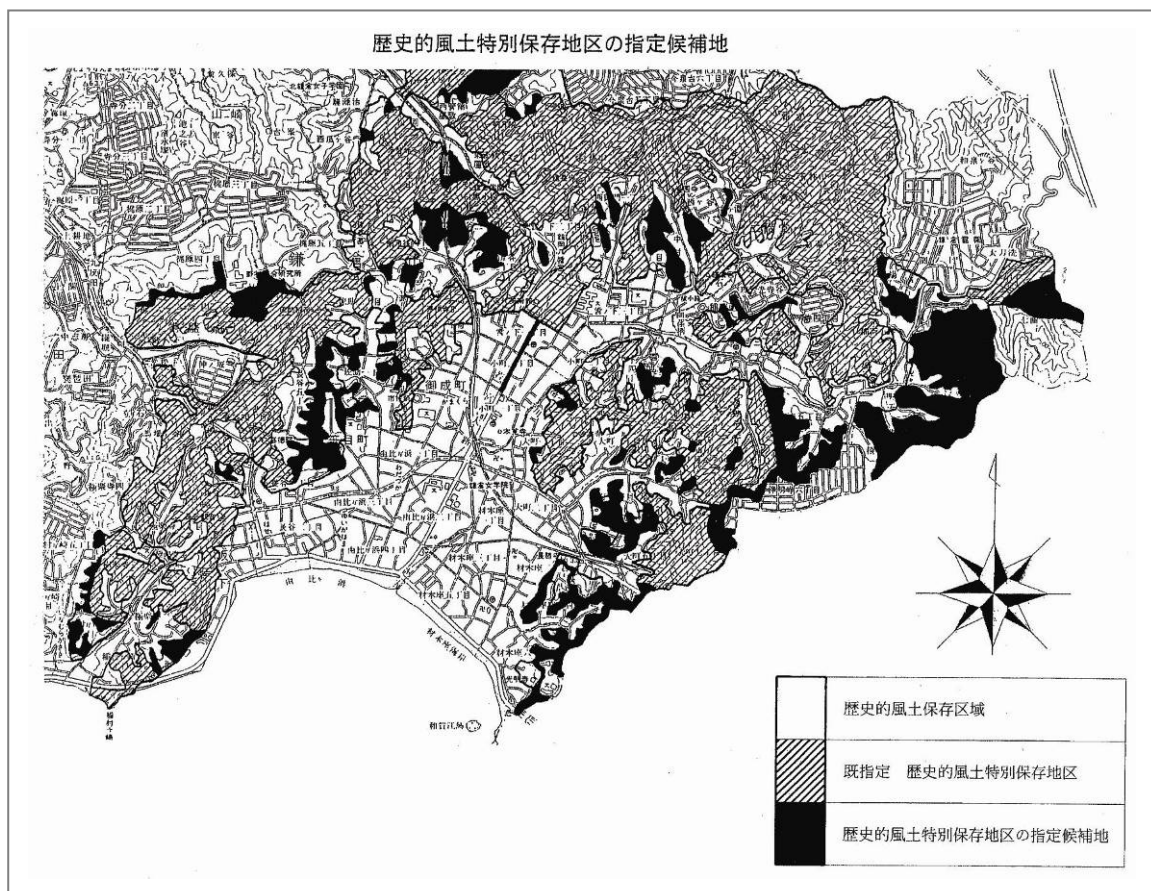
3) 国・県・市・市民の連携

① 歴史的風土保存区域及び同特別保存地区の指定拡大

- 鎌倉市は、緑の基本計画で、広域的に重要な緑地の保全を国・県・市の連携で推進するため、歴史的風土保存区域の指定拡大と、現行指定区域を含む樹林地部分の歴史的風土特別保存地区への格上げの方向性を示しました。
- 平成9年3月の「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」で、国・県に対する歴史的風土保存事業の推進要請を、中長期的展望の中で対応すべき事項として示しました。
- 国においては、平成8年12月に歴史的風土審議会に古都保存問題等検討小委員会が設置され、平成9年12月には、同検討小委員会による鎌倉市での調査審議及び現況調査が実施されました。
- 平成10年3月、歴史的風土審議会は、内閣総理大臣に対し「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」意見具申を行いました。この中で、当面取り組むべき課題として、鎌倉市の歴史的風土保存区域に対する指定拡大の必要性が述べられています。

- 平成 11 年 11 月、歴史的風土審議会で鎌倉市等の歴史的風土保存区域の変更（案）について諮問及び答申がなされ、平成 12 年 1 月の改正を受けて、平成 12 年 3 月 17 日に新しい歴史的風土保存区域が告示されました。
- 歴史的風土特別保存地区は平成 15 年 10 月 2 日に指定（拡大）され、約 573.6ha となりました。
- 平成 17 年 2 月 9 日に開催された社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第 8 回歴史的風土部会において、古都保存法の現況として、神奈川県は「鎌倉市緑の基本計画に候補地として位置付けられた地域の指定」を報告しました。

■図 II. 5.1 歴史的風土保存区域及び同特別保存地区の指定拡大（上記の第 8 回歴史的風土部会資料）



② 近郊緑地保全区域の指定拡大及び同特別保全地区の指定

- 鎌倉市は、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域（昭和 44 年指定）について、緑の基本計画で同区域の指定拡大と現行指定区域のうち特に自然環境に優れた樹林地の部分を実特別保全地区へ格上げする方向性を示しました。
- 平成 12 年 4 月 28 日に、拡大指定候補地の一部である岩瀬地区（約 15.62ha）に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地保全推進地区の指定を行いました。
- 特別保全地区指定候補地については、平成 15 年にボランティアの方々との協力のもとに、この格上げに必要な自然環境調査を行い、また平成 16 年 8 月には追加調査を行い、調査報告書としてまとめ、神奈川県に提出しました。その後、地権者調整を行い、県・市の連携のもとに近郊緑地特別保全地区指定に向けた都市計画決定の手続きの準備が進められています。
- 平成 16 年 8 月開催の国土審議会首都圏整備分科会において、近郊緑地保全区域検討対象地域（岩瀬地区）が近郊緑地保全区域指定の作業を進めている区域として報告されました。

③ 風致地区の指定

■市民との連携による自然環境調査

- 平成9年3月の「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提書」で、風致地区制度の内容の充実を中長期的展望の中に対応すべき事項として示しました。
- 鎌倉市は、鎌倉風致地区（昭和13年1月指定）について市街地の背景をなす自然的景観の保全を図るため、緑の基本計画で、現行指定区域につながる丘陵の樹林地（近郊緑地保全区域の拡大区域、特別緑地保全地区の指定地、台地の鎌倉中央公園拡大区域一帯）への指定拡大の方向性を示しました。
- 平成14年4月に、区域変更及び種別基準による地区の指定が示されました。



近郊緑地特別保全地区指定に向けた準備の一環として、多くの市民ボランティアの方々の協力のもとに、対象地の自然環境調査が行われました。

④ 都市公園整備における連携

- 鎌倉市では、台峯地区に広がる面積約23.7haの緑地を、昭和55年から鎌倉市中央公園として整備を進める中で、同公園を市民との協力のもとに管理運営を行うモデル公園として位置付け、平成9年度から鎌倉中央公園運営会議を設立して、市民参加による公園の維持管理、企画運営を行ってきました。
- 鎌倉中央公園は平成16年に全面開園し、緑のレンジャーの協力による自然観察会が活発に行われるなど、身近な自然とのふれあいの場、環境学習の場として有効に利用されています。

⑤ 自然環境調査

- 鎌倉市では、平成12年度～14年度にかけて、市内22箇所の緑地保全推進地区及び指定候補地を対象に、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。
- この調査では、生態学的に新しい手法や高い精度が求められたことから、専門家と市民からなる協議会を設置し、多くの協力を得て進め、平成15年3月に「鎌倉市自然環境調査報告書」にまとめました。

■国・県・市・市民の連携による成果

- 広域的にも重要な緑地については、国・県・市の連携、市レベルで対応すべきものは市と市民との連携をめざしました。
- 国・県・市の連携により、鎌倉市の都市環境の基盤をなす緑地資源であり、広域的にも重要な機能を果たす緑地を保全できました。
- 首都圏や神奈川県の広域的な緑地計画を支える緑地を保全できました。
- 市民と行政の連携による緑地保全活動や公園管理活動が、施策の推進に結びつきました。
- 多くの市民と行政との連携により、保全すべき緑地の自然環境調査を行うことにより、その実態が把握できました。
- 保全すべき緑地の確保だけでなく、市街地の緑化などでも、これまでの成果・実績を踏まえて、更なる国・県・市・市民の連携が必要です。

■ 図 II. 5. 2 自然環境調査 (天神山地区)

天神山

◆ 調査確認種数

植物：63科126種

動物

哺乳類：モグラ他 2科2種

鳥類：16科20種

爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2科2種

両生類：アマガエル 1科1種

昆虫類：56科115種

◆ 特記事項

天神山は、丘陵部分が島状に残された緑地で、確認種はあまり多くありません。

面積が比較的に大きく、市民の話では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのこと、動物の移動経路として重要です。

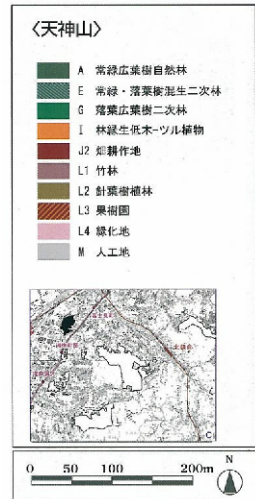
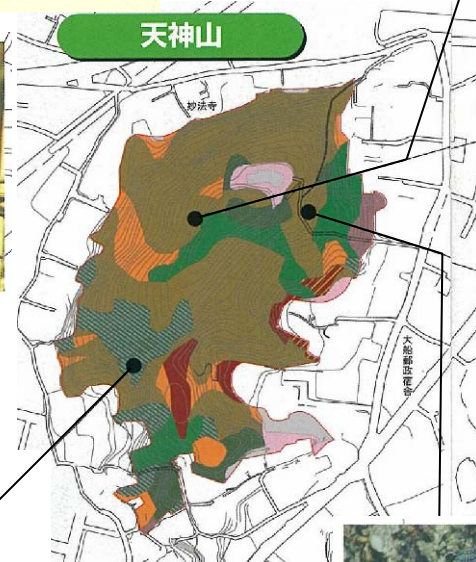


アカメガシワ-カラスザンショウ群落

林が伐採された跡にできた二次林です。種子が鳥に運ばれた先で芽を出すカラスザンショウやエノキなどが散生し、林の下はアスマネザサやツル植物が茂っています。



シジュウカラ



スタジイ-コナラ群落

南向きの乾いた斜面に生育している二次林で、コナラ、ヒノキ、スタジイなどの多くの種類の木が混ざって、林を形成しています。

林床にはテイカカズラなど日陰に強い植物が生育しています。



アブラゼミ



ヒノキ植林

神社の参道沿いに生育するヒノキ林です。林の中はよく手入れがされていて見通しが良く、地表には50種もの植物が生育しています。

出典：鎌倉市自然環境調査 概要版より作成

4) 施策の組み合わせによる実効性の向上

① 緑地保全施策

- 鎌倉市は、緑地保全に係る法制度と市の制度の組み合わせにより、緑の基本計画で保全すべきと位置付けた緑地の保全を図ってきました。
- 緑地の保全にあたっては、緑地保全制度の指定に加え、指定区域の緑地の買い上げや樹林管理事業の実施、トラスト運動との連携などの施策を組み合わせることで、保全の実効性を高めてきました。

② 緑化の推進施策

- 鎌倉市では、公共施設に対しては公共建物・公園・道路・河川などの緑化事業の推進、民有地に対しては緑化指導・接道緑化の奨励等などを行い、市街地の緑化を図ってきました。
- 平成9年3月には緑化基準・緑化指針の作成、平成12年5月には接道緑化の誘導に向けた「まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」の制定を行い、こうした仕組みを連携させながら、市街地の緑化を進めてきました。

■施策の組み合わせによる成果

- 緑の保全及び創造では、施策の組み合わせによる実効性を高めることをめざしました。
- 緑地保全については、法制度と市の制度の組み合わせや、制度の指定と緑地の買い上げ・樹林管理などの施策の組み合わせを行ったことで、保全の実効性を高めることができました。
- 緑化については、緑化基準の設定や補助金の交付などの誘導策を連携させたことで、市民の理解と協力が高まり、市街地緑化の促進を図ることができました。
- 計画実現には、施策の進展に伴う財政支出等を踏まえ、施策展開の効率化と、きめ細かい施策の組み合わせによる実効性の向上が更に必要です。

5) 法制度適用に至るつなぎ策の活用

① 緑地保全推進地区の指定

- 鎌倉市は、緑地の適正な保全に資するため、平成9年に、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全制度（緑地保全推進地区）を定め、歴史的風土保存区域・同特別保存地区、近郊緑地保全区域・同特別保全地区、特別緑地保全地区、都市公園の候補地と、鎌倉広町緑地の中から22箇所を指定候補地に設定しました。
- 緑地保全推進地区指定候補地については、緑政審議会に諮問、答申を得る中で、平成12年4月に6地区（岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園）計約34.85ha、平成17年3月に1地区（青蓮寺地区）約1.50haを指定しました。これにより緑地保全推進地区は計7地区・約36.35haとなりました。
- 7地区の緑地保全推進地区については、指定後3地区を、特別緑地保全地区や都市公園として都市計画決定しました。

■緑地保全推進地区の指定（青蓮寺地区）



緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の制度により、緑地の保全を図っています。

② その他の市独自の施策

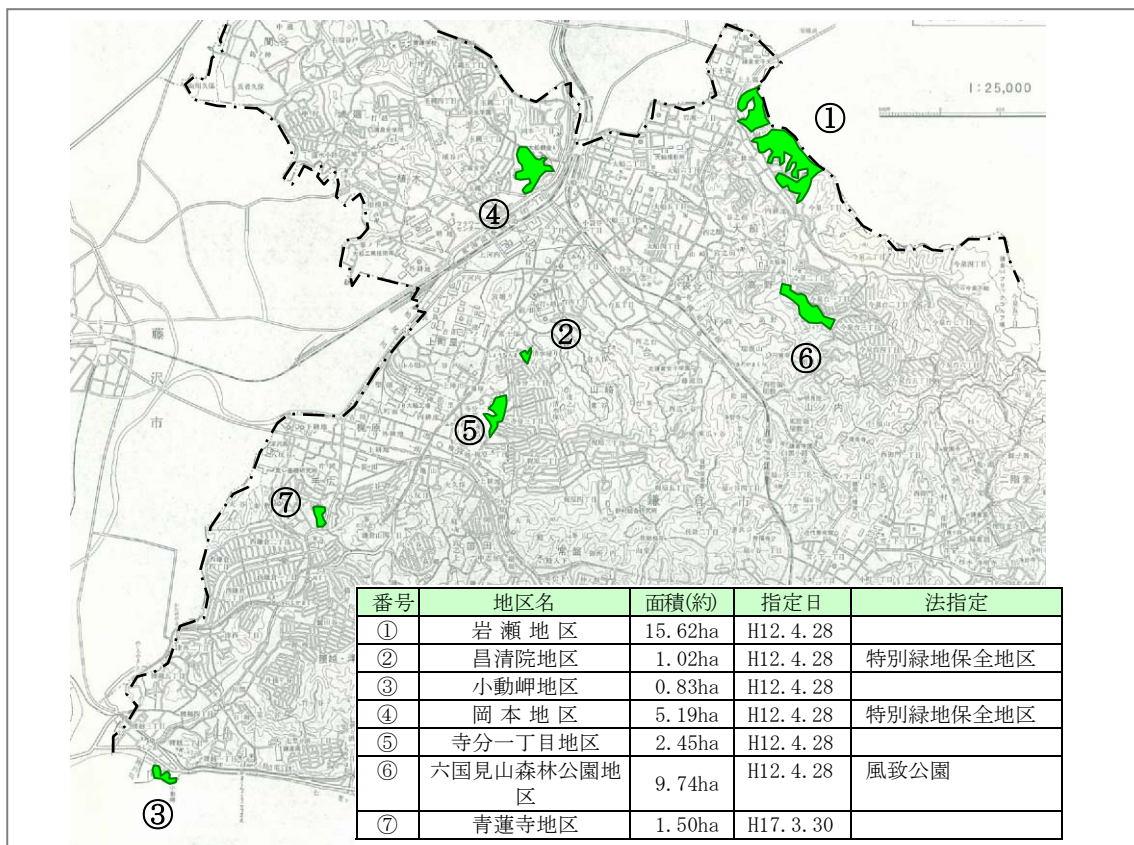
○保存樹林の指定

- ・鎌倉市は、風致の維持に機能する健全で美観に優れた樹林などを保全するため、鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例に基づき、昭和47年より保存樹林等の指定を行いました。
- ・この制度は、平成9年に緑の保全及び創造に関する条例に引き継がれ、既に約332.8haを指定し、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策、補完制度としての役割を果たしてきました。

○緑地保全契約の締結

- ・鎌倉市は、秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす樹林等を保全するため、平成元年より「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」に基づく緑地保全契約事業を推進してきました。
- ・この制度は、市街化区域内及びその周辺地域に位置するおおむね1,000㎡以上の緑地を対象に、市と土地所有者が緑地保全契約を締結し保全するもので、135件、約73.68haに対して契約を行い、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策、法制度を補完する制度としての役割を果たしてきました。

■図Ⅱ.5.3 緑地保全推進地区指定地



■法制度適用に至るつなぎ策の活用を取り組みの成果

- 法適用までのつなぎ策の活用による緑地の保全をめざしました。
- 法適用までのつなぎ策として市独自の制度を活用することにより、高い開発圧力を受け続ける鎌倉市にあって、良好な自然環境の保全や景観の維持、防災等に重要な役割を果たしている緑地の保全に結び付きました。
- つなぎ策としての成果を得ていますが、法適用に至っていない緑地の保全などの対応が必要です。

(3) 緑地の確保等の主要施策の推進

緑の基本計画策定後の施策展開では、永年の主要課題であった市街化区域内の三大緑地の保全に道筋を付け、また、その他の重要性の高い緑地の保全や主要公園の整備などに成果を得ました。

1) 大規模緑地（三大緑地）の保全

① 広町地区

- 鎌倉市の西部に位置する広町地区（平成8年の緑の基本計画で示す施策検討地区：面積約59ha）は、市街化区域内に残る数少ない谷戸の自然環境を残す大規模緑地です。
- 平成11年5月に、鎌倉市長が「広町の保全に向けての方策について」緑政審議会に諮問し、審議会は平成12年7月に市長に対して最終答申を行いました。鎌倉市は、この答申内容に沿って、平成12年8月に「広町地区は都市公園（都市林）として、国庫補助・県費補助及び特段の支援を受けながら市の都市計画事業として施行する」という緑地の保全に関する基本方針を定め、市議会に報告しました。
- 鎌倉市は、緑地保全施策にいかすため、広町地区を含む緑地保全推進地区指定検討対象地22地区の詳細な自然環境調査を行い、平成15年3月に、その内容をまとめました。この中で、広町地区では、多様な水辺環境が形成され、多くの動植物種が確認されました。
- 鎌倉市は開発事業者と協議を重ね、平成14年10月に保全について基本的方向性の合意を得、15年12月には県・市・市土地開発公社による開発事業者の所有する土地（面積約36.8ha）の買収を行いました。
- 市民参加による基本計画をまとめ、平成17年6月28日に都市計画緑地（面積約48.1ha）として都市計画決定がされました。
- 平成17年12月2日に、事業認可が告示されました。

② 常盤山地区

- 鎌倉市の中央部に対する常盤山地区は、歴史的風土特別保存地区と一体性を持つ大規模緑地です。
- 昭和63年頃から、県へ都市緑地の指定を要請するなど、保全に向けて関係者との協議を進めてきました。
- 平成元年から平成15年にかけて、土地所有者である法人と市は緑地保全契約を行いながら随時買収を進めました。
- 鎌倉市は、緑の基本計画で、常盤山地区の施策方針を「特別緑地保全地区」として位置付け、平成12年8月に、「特別緑地保全地区（都市緑地法）の県による指定・市による買取り、歴史的風土保存区域の拡大部分については県の対応による」という基本方針を定め、市議会に報告しました。
- 平成14年6月には、(株)野村総合研究所から常盤山地区の一部を含む跡地の寄付を受けました。
- 平成15年9月には、常盤山の一部を含む区域が、歴史的風土特別保存地区に指定（面積約2.5haの拡大）、また平成17年9月13日には、市の基本方針に沿った形で特別緑地保全地区に指定（神奈川県告示第537号面積約18ha）されました。

■常盤山特別緑地保全地区

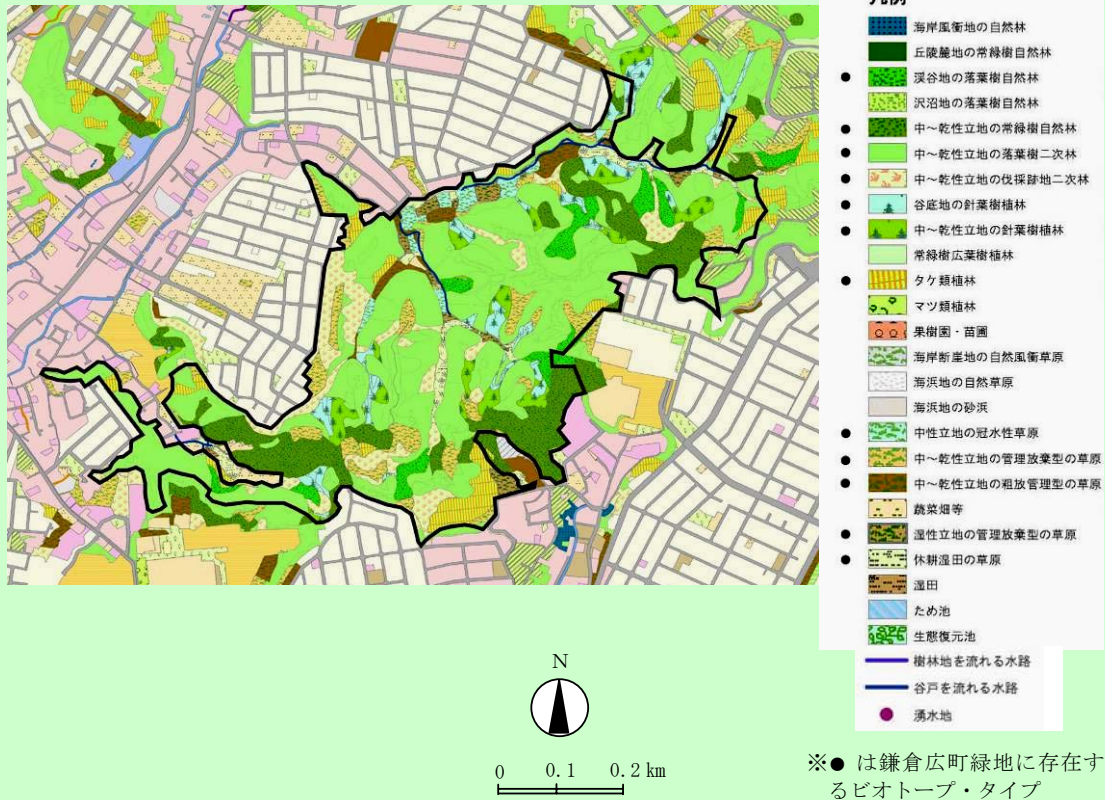


常盤山地区は、歴史的風土特別保存地区と一体性を持つ大規模緑地です。

■ 図 II.5.4 鎌倉広町緑地のビオトープ・タイプ研究の事例

【鎌倉広町緑地のビオトープ・タイプ研究の事例】

- ここで紹介するのは、鎌倉広町緑地を対象にして研究された事例に関する資料提供を受けて、鎌倉市が作成したものです。
- 地域の動植物の生息生育状況を知るための、ビオトープ地図の提案については「第 I 編第 2 章 3. (2) 生き物を育む緑」で紹介していますが、鎌倉広町緑地を対象にして作成された事例では、適湿～やや乾燥した環境の落葉樹二次林を主体に、常緑樹自然林、渓谷地の落葉樹自然林、伐採跡地二次林、谷底地の針葉樹植栽、タケ類植栽などの 12 のビオトープ・タイプで構成される多様な自然環境が示されています。
- ※鎌倉市内でのビオトープ・タイプの検討例については、「資料編：用語の説明」で紹介しています。
- また、地区内には、二又川に注ぐ 3 つの谷戸の水路が流れており、水路沿いには冠水性草原・管理放棄型草原・休耕湿田など、鳥類や昆虫類の生息に重要な草原の環境が形成されています。



資料提供：慶應義塾大学石川研究室・大澤研究室 鎌倉研究プロジェクトチーム（2004年作成）

③ 台峯地区

- 鎌倉市の中央部に位置する台峯地区（面積約 60ha・鎌倉中央公園を含む）は、広町地区とともに市街化区域内に残る数少ない谷戸の自然環境を残す大規模緑地です。
- 鎌倉市は、緑の基本計画で、隣接する中央公園の拡大区域とすることを位置付け、平成 12 年 8 月 28 日に、台峯地区を「都市公園（鎌倉中央公園の拡大区域）として国庫補助・県費補助を受けながら、市の都市計画事業として施行する。」という基本方針を定め、市議会に報告をしました。
- 平成 17 年 1 月、鎌倉市と台峯地区で土地区画整理事業を計画していた事業者との間で、台峯緑地の保全に関する基本的方向性について、相互に確認することができました。
- 鎌倉中央公園拡大区域(台峯)は、策定した基本構想に基づき、施策方針を次のとおり変更しました。
 - ・「緑の基本計画」で総合公園に位置付けていた同公園を、風致公園として位置付けし直しました。
 - ・同公園の拡大区域としていた部分は、風致公園の拡大区域とする部分と都市緑地法に基づく保全配慮地区に設定する部分に分けて、緑地の保全を図る施策方針としました。
- 都市緑地法に基づく「保全配慮地区」に設定する部分について、保全施策の都市計画を定める場合は、関係する都市計画との総合性一体性の観点から調整した上で行う方針としました。

2) 特別緑地保全地区の指定

- 鎌倉市は、鎌倉市緑の基本計画で、市街化区域内に位置する緑地のうち、環境保全や景観形成及び防災上特に重要性の高い、常盤山地区を含む 16 地区を特別緑地保全地区の候補地としました。
- 平成 9 年 3 月に、「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」をまとめ、この中でそれぞれの候補地に対する指定計画時期や関連施策との連携の方向などを示しました。
- 平成 12 年 4 月に、特別緑地保全地区候補地のうちの 4 地区（昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区）を、法適用までのつなぎ策である緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地保全推進地区に指定しました。
- 平成 14 年 4 月に、3 地区（城廻地区、岡本地区、昌清院地区）を特別緑地保全地区に指定しました。
- 緑の基本計画の施策方針で歴史公園の整備としていた玉縄城址地区は、緑地の保全に対し地権者の理解が得られる中で、施策方針を特別緑地保全地区の指定に変更し、緑政審議会に報告した上で候補地の一部の区域を平成 15 年 6 月に特別緑地保全地区に指定しました。
- 平成 17 年 3 月に、特別緑地保全地区候補地である青蓮寺地区を、法適用までのつなぎ策である緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地保全推進地区に指定しました。
- 平成 17 年 9 月に、常盤山地区が神奈川県により、特別緑地保全地区に指定されました。

■ 玉縄城址特別緑地保全地区



歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えます。

3) 都市公園等の整備

① 鎌倉中央公園

○市街化区域の三大緑地の一部を構成している鎌倉市中央公園は、昭和41年に都市計画決定をし、現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図り、自然とのふれあい、農作業体験、レクリエーションや市民交流などの余暇活動に対応する施設を導入するとともに、大規模地震の発生時に避難場所となる防災公園としての機能を併せ持つ総合公園として整備しました。(平成9年に一部開園、平成16年に全面開園しています。)

○鎌倉中央公園拡大区域(台峯)の基本構想策定の結果、総合公園から風致公園に種別を変更しています。

■鎌倉中央公園(野外生活体験広場)

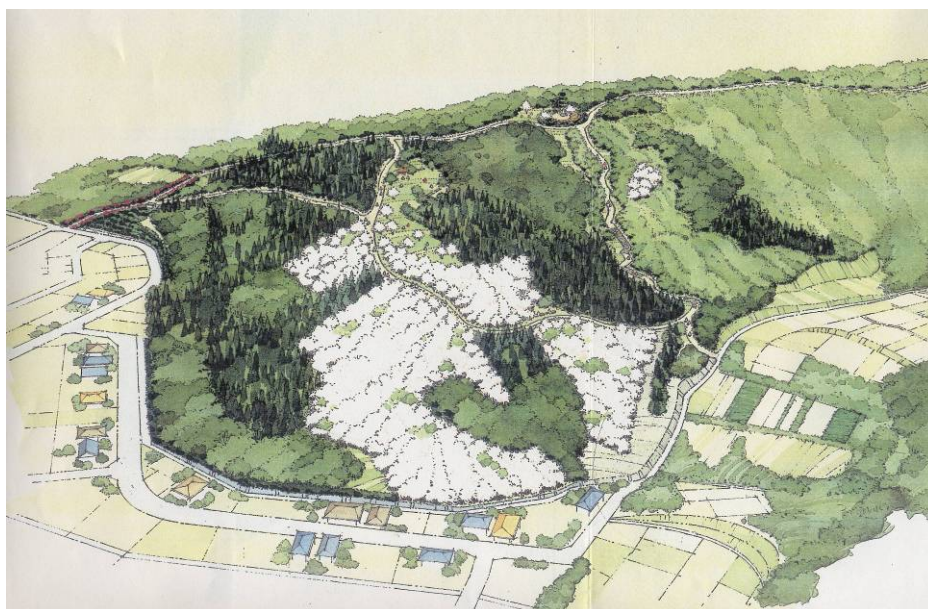


生態系への配慮や谷戸景観の保全を図り、自然とのふれあい、農作業体験、レクリエーションや市民交流などの余暇活動に対応する施設を導入しています。

② 六国見山森林公園

○市の北部に位置する六国見山は、緑の基本計画で眺望機能をいかした、自然とのふれあいが楽しめる都市公園として位置付けました。平成14年に都市計画決定をし、風致公園として整備中です。

■図Ⅱ.5.5 六国見山森林公園基本計画イメージ図



③ 夫婦池公園

○市の南西部に位置する夫婦池公園は、緑の基本計画で水辺と森をいかした、自然とのふれあいが楽しめる都市公園として位置付けました。平成9年に都市計画決定をし、風致公園として整備中です。